平成２５年（フ）第２３６号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目15番９号岩崎吉祥寺ビル８Ｆ
破産者　有限会社エスアンドエス
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
香川県綾歌郡綾川町陶228番地２
破産者　有限会社ウィングテック
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５９号
香川県小豆郡小豆島町片城44番地174
破産者　信誠商事株式会社
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４１２号
福岡市中央区笹丘３丁目20番15―310号
破産者　佐野　元信
１　決定年月日　平成25年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６７号
福岡市西区小戸４丁目19番８―302号
破産者　篤　　俊兵
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６４号
札幌市西区宮の沢１条４丁目６番21―1001号
破産者　村澤　範昭
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目18番地の33
破産者　櫻庭　　純
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６７号
北海道苫小牧市末広町１丁目10番５号マンション高杉205号
破産者　岩山ハツエ（旧姓飯田）
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０５号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地１号棟304号、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田３丁目26番地７　ベルシャトウ三郷早稲田410号
破産者　高木　克敏
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地１　レスポワール東越谷203
破産者　高嶋　道夫
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
埼玉県三郷市さつき平２丁目５番２―1409号
破産者　高橋　申一
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区９棟302号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区15棟406号、旧住所埼玉県草加市八幡町1187番地３
破産者　増田　拓也
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
神奈川県座間市南栗原４丁目12番27号　市営栗原住宅１号棟201号、開始決定時の住所神奈川県座間市東原５丁目１番９―501号　さがみ野さくら
破産者　水巻　一郎
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１４８号
相模原市南区南台５丁目２番２―508号
破産者　北原　雅文
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０８５号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
破産者　渡邉　敏子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２３号
福岡市中央区赤坂２丁目３番６―205号
破産者　上本香代子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７号
函館市千代台町６番14号
破産者　和野　静雄
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９２号
北海道二海郡八雲町豊河町34番地３
破産者　加藤　　徹
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
秋田市飯島道東２丁目８番９号、前住所秋田市御野場新町２丁目５番10号
破産者　山川　洋三
１　決定年月日　平成25年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部